



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	4
大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（企画創生課）	4
大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）	4
大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（企画創生課）	9
規則	9
会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部改正（人事課）	9
大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則（健康増進課）	10
大和高田市介護用品支給事業実施規則の一部を改正する規則（地域包括支援課）	10
大和高田市公印規則の一部を改正する規則（財産管理課）	13
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課）	13
訓令	13
令和3年度大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（都市計画課）	13
告示	15
大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱（学校教育課）	15
大和高田市妊娠判定受診費用助成要綱（健康増進課）	22
大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱（健康増進課）	28
大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	36
大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱（生涯学習課）	36
大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱（体育振興課）	39
大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱（商業事務管理課）	42
令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第15号）の要領の公表（財政課）	44
収納事務委託の告示（収納対策室）	48
指定代理納付者の指定の告示（収納対策室）	49
公印の新設（総務課）	49
固定資産課税台帳への価格登録（税務課）	50
収納事務委託の告示（生活安全課）	50
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	51
収納事務委託の告示（市民課）	52
指定居宅介護支援事業者の指定の廃止（介護保険課）	52
住民基本台帳法及び省令に基づく住民基本台帳の閲覧状況の公表（市民課）	52
指定地域密着型サービス事業者の指定（介護保険課）	53
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	54
指定居宅介護支援事業者の指定（介護保険課）	54
生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定（都市計画課）	55
公示送達（収納対策室）	55
公示送達（収納対策室）	56

公示送達（収納対策室）	56
令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）の要領の公表（財政課）	56
大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示（会計課）	57
5月臨時議会の招集（財政課）	58
公告	58
令和3年度大和高田市クリーンセンター修繕工事費等精査業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	58
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	61
教育委員会	61
大和高田市青少年センター設置規則の全部を改正する規則（青少年課）	61
大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則（青少年課）	63
児童ホーム設置条例施行規則及び児童ホーム保育料の減免に関する規則を廃止する規則（学校教育課）	65
大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	66
大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を廃止する告示（学校教育課）	66
大和高田市青少年補導員等に関する要綱を廃止する告示（青少年課）	67
社会教育団体研修会等派遣費補助要綱を廃止する告示（生涯学習課）	67
大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱を廃止する告示（体育振興課）	67
大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱を廃止する告示（学校教育課）	67
大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱を廃止する告示（商業高校事務管理課）	67
公印の廃止（教育総務課）	68
大和高田市教育委員会4月定例委員会の招集（教育総務課）	68
大和高田市教育委員会4月臨時委員会の招集（教育総務課）	69
選挙管理委員会	69
選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	69
農業委員会	69
大和高田市農業委員会4月定例委員会（農業委員会）	69
大和高田市農業委員会5月定例委員会（農業委員会）	70
公平委員会	70
大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（公平委員会）	70
大和高田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則（公平委員会）	71
職員の苦情相談に関する規則（公平委員会）	72
議会事務局	74
大和高田市議会事務局処務規程の一部を改正する告示（議会事務局）	74
原稿誤り	74
令和3年4月14日付け大和高田市公報第387号（正誤）	74
令和3年1月12日付け大和高田市公報第384号（登載漏れ）	74
大和高田市立病院将来のあり方検討委員会設置要綱（市立病院総務課）	74
令和3年3月1日付け大和高田市公報第385号（登載漏れ）	76
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示（農業委員会）	76
令和3年3月10日付け大和高田市公報第386号（登載漏れ）	76
高6枝蔵之宮町地内管渠工事（59）・給配水管移設工事（G59）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	76

敷枝大谷・池田地内管渠工事（56）・給配水管移設工事（G56）に関する条件付き一般競争公告（下水道課）..... 79

公布された条例のあらまし

◇大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（企画創生課）

1 理由

令和3年4月1日付け行政組織の改編により、市民部を市民生活部及び地域振興部に分割されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 再調査委員会の庶務を処理する部の名称を改めます。（第19条関係）
（旧）市民部 （新）市民生活部

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 環境性能割の税率区分の見直し（第1条による改正 第75条の4条関係）

軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率の適用区分について、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すものです。

- 2 固定資産税（土地）負担調整措置（第1条による改正 附則第11条の2から第13条の3まで関係）

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するとともに、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により固定資産税額が増加する土地について、前年度の固定資産税額に据え置く措置を講ずるものです。

- 3 環境性能割の臨時的軽減の延長（第1条による改正 附則第15条の2の2関係）

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

- 4 グリーン化特例（軽課）の見直し（第1条による改正 附則第16条関係）

種別割において講じている燃費性能の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、燃費効率基準を達成していたガソリン自動車を対象外とし、より環境性能の良い車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車）に限定して2年間延長するものです。

- 5 住宅ローン控除の特例の延長等（第1条による改正 附則第18条の18の2関係）

控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の適用期限の延長の措置が講じられることに伴い、控除限度額の範囲で所得税から控除しきれなかった額を控除される個人住民税について

も、控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長の措置を講ずるものです。

6 その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例(企画創生課)

1 理由

行政組織の設置に対する民主的コントロールと行政組織を編成する市長の権限の均衡を図ることを趣旨とする地方自治法第158条第1項の趣旨に鑑み、子ども・子育て会議の庶務を処理する組織について定めた規定について市長権限たる組織編成権限の侵害のおそれが認められることから、令和3年4月1日付け行政組織の改編を契機に当該規定を改めるものです。

2 内容

1 当該会議の庶務を処理する組織の名称を改めます。(第7条関係)

(旧)福祉部保育課 (新)福祉部

3 施行期日

令和3年4月1日

条 例

条例第10号

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条中「市民部」を「市民生活部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例第11号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第28条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第51条第3項」を加える。

第28条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を

満たす」に改める。

第50条第1項第1号中「この条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改め、同条第2項中「ときまで」を「時まで」に改める。

第51条第1項中「ときまで」を「時まで」に改め、同条第2項中「ときに」を「時に」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第75条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、第17項を第15項とし、第18項を第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「課税標準額」を「課税標準」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度ま

で」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の2第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第 号）第1条の規定による改正前の大和高田市税賦課徴収条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項

の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第18条の18に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第20条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第21条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第22条及び第23条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第24条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第26条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第29条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和2年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大和高田市税賦課徴収条例第40条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第41条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第42条の改正規定中「第42条第4項」を「第42条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」

に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第5条の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第28条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の大和高田市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第28条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第12号

大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
 大和高田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。
 第7条中「福祉部保育課」を「福祉部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

規則第11号

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則
 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表幼稚園講師、保育士及び保育教諭の項令和3年度の欄中「33号給」を「45号給」に、「41号給」を「53号給」に改め、同項令和4年度の欄中「35号給」を「47号給」に、「43号給」を「55号給」に改め、同項令和5年度の欄、令和6年度の欄及び令和7年度の欄中「35号給」を「49号給」に、「43号給」を「57号給」に改め、同表小学校講師の項令和3年度の欄中「24号給」を「38号給」に改め、同項令和4年度の欄中「26号給」を「40号給」に改め、同項令和5年度の欄中「28号給」を「42号給」に改め、同項令和6年度の欄中「30号給」を「44号給」に改め、同項令和7年度の欄中「32号給」を「46号給」に改める。

別表第1（1）行政職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給の表就労支援相談員の項の次に次のように加える。

人権教育指導員	1級	19号給	31号給	
---------	----	------	------	--

同表幼稚園講師、保育士及び保育教諭の項基礎号給の欄中「23号給」を「37号給」に、「31号給」を「45号給」に改め、同項上限号給の欄中「35号給」を「49号給」に、「43号給」を「57号給」に改める。

同表第1（3）教育職給料表（2）の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給の表小学校講師の項基礎号給の欄中「20号給」を「34号給」に改め、同項上限号給の欄中「32号給」を「46号給」に改める。

別表第2（1）行政職給料表の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給の表幼稚園講師、保育士及び保育教諭の項号給の欄中「31号給」を「45号給」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第13号

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則

大和高田市妊婦健康診査実施規則（平成21年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条の見出しを「（妊婦健康診査の実施方法）」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（費用の助成）

第4条 市長は、対象者が妊婦健康診査に要した費用の一部を妊婦健康診査補助券（以下「補助券」という。）を交付する方法により補助する。

2 補助券の種類は、次のとおりとし、1枚につき2,500円を限度とする。

補助券の種類	内容	交付枚数
基本券	1回の妊婦健康診査につき1枚に限り使用できるもの	14枚
追加券	基本券に追加して使用できるもの	26枚（多胎妊娠している場合は、2人目以降の胎児1人につき10枚追加）

3 対象者は、補助券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第5条を次のように改める。

（助成手続）

第5条 対象者は、補助券を市が指定する県内の医療機関（以下「実施医療機関」という。）に提出し、妊婦健康診査を受診したときは、妊婦健康診査費用から補助券記載の金額を控除した額を実施医療機関に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者は、実施医療機関で妊婦健康診査を受診することが困難である場合において実施医療機関以外の医療機関等で妊婦健康診査を受診したときは、妊婦健康診査費用請求書（別記様式）に妊婦健康診査を受診した医療機関等の証明を受け、当該医療機関等が発行する領収書の写しを添付して、出産日（流産又は死産の場合は、その日）から6月以内に市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により請求できる額の限度は、市長が別に定める。

第6条、第7条及び第8条を削る。

第9条中「実施医療機関及び実施医療機関以外の」を削り、同条を第6条とする。

第10条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第15号

大和高田市介護用品支給事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市介護用品支給事業実施規則の一部を改正する規則

大和高田市介護用品支給事業実施規則（平成12年規則第24号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「おおむね」を削り、同条第3号中「号）」の次に「第19条第1項」を、「要介護認定」の次に「(以下「要介護認定」という。）」を加え、「者又はこれに相当する者」を「者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、要介護3と認定されている者については、次に掲げる基準に該当する者に限る。

第2条第3号に次のように加える。

ア 要介護認定における認定調査票の調査項目のうち「排尿」又は「排便」の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する者

イ 支給申請時において、要介護認定における認定調査票の調査項目のうち「排尿」又は「排便」の項目について職員による確認により必要性が認められる者

第8条中「、市長がその都度」を「市長が別に」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所

(介護者)

氏 名

(支給対象者との続柄：)

電話番号 () -

介 護 用 品 支 給 申 請 書

介護用品の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

支 給 対 象 者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	要介護度	要介護3	・ 要介護4	・ 要介護5
支 給 内 容	紙 お む つ			
	その他 ()			

同 意 書

介護用品の支給対象者としての要件を審査するため必要があるときは、世帯全員の市民税の課税状況及び介護を受ける者の要介護認定状況について、関係当局に情報を求めることに同意します。

署 名

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

介 護 用 品 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった介護用品の支給について、次のとおり支給を決定したので通知します。

要介護者	住 所		
	氏 名		
支給開始年月日		年 月 日	
支 給 内 容	紙 お む つ	枚/月	
	その他（ ）		
備 考			

注意事項

- 1 紙おむつは、2か月に1回（各偶数月）2か月分をまとめて直接又は郵送によりお届けします。ただし、新規支給開始の場合は、次の偶数月までの分を初回分としてお届けします。
- 2 要介護者について次に掲げる事由が生じたときは、直ちに届け出てください。
 - (1) 住所の変更
 - (2) 寝たきり（失禁状態）の回復
 - (3) 入院及び施設入所
 - (4) 死亡

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第17号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公印規則の一部を改正する規則
大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。
別表専用公印中25の項の次に次のように加える。

26	市長印	之市高大 印長田和	方21mm	文化会館の使用許可 に関する事務	文化振興課長
		用専館会化文			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。
本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第5号

令和3年度大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

令和3年度大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する

基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る事項の調査、調整及び審議に関すること。
- (2) 大和高田市都市計画審議会へ諮問する都市計画マスタープランの案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 地域振興部長
- (5) 福祉部長
- (6) 保健部長
- (7) 市立病院事務局長
- (8) 前各号に定める者のほか市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、環境建設部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、大和高田市都市計画マスタープランの策定が完了した日限り、その効力を失う。

告 示

告示第12号

大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱を次のように定める。

令和3年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施場所及び事業内容）

第2条 事業は、大和高田市児童ホーム設置条例（平成13年条例第47号）に基づき設置される児童ホームにおいて、児童が自由に学習し、読書し、及び運動できる環境のもとに、児童の健康、衛生及び安全に配慮した保育を行うものとする。

（利用資格）

第3条 事業を利用することができる者は、市内に在住し、又は市内の小学校に就学する児童であつて、その保護者（児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 一月において、市長が別に定める時間以上労働することを常態とすること。
- （2） 妊娠中又は出産後間がないこと。
- （3） 疾病にかかり、負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- （5） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- （6） 同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （7） 前各号に掲げるほか、市長が適当と認める事由に該当すること。

（利用定員）

第4条 事業の利用定員は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

片塩第1児童ホーム	40人
片塩第2児童ホーム	40人
高田第1児童ホーム	70人
高田第2児童ホーム	50人
土庫児童ホーム	40人
浮孔児童ホーム	100人
磐園第1児童ホーム	40人
磐園第2児童ホーム	50人

陵西第1児童ホーム	50人
陵西第2児童ホーム	50人
菅原第1児童ホーム	40人
菅原第2児童ホーム	40人
浮孔西児童ホーム	50人

（休所日）

第5条 事業の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏期休所日 8月12日から8月16日まで
- (4) 年末年始休所日 12月28日から翌年1月4日まで（第2号に掲げる日を除く。）

（開所時間）

第6条 事業の開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

- (1) 通常保育 次に掲げる時間
 - ア 小学校の授業又は行事がある日 放課後から午後6時まで
 - イ 小学校の授業又は行事がない日 午前7時30分から午後6時まで
- (2) 延長保育 午後6時から午後7時まで

（利用の申込み等）

第7条 前条第1号に規定する通常保育及び同条第2号に規定する延長保育を利用しようとする児童の保護者は、児童ホーム利用申請書（様式第1号）及び第3条各号のいずれかに該当することを証する書類を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みについてその内容を審査し、利用を適当と認めるときは、児童ホーム利用承諾通知書（様式第2号）により当該申込みをした者にその旨を通知する。
- 3 市長は、第4条に規定する利用定員を超えて申込みがあった場合において、施設の整備、放課後児童支援員の確保その他の必要な措置を講じることにより大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）に定める基準を満たすことができるときは、前項の規定による利用の承諾をすることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、利用定員を超過することとなる等やむを得ない事由がある場合においては、利用の承諾の決定を保留するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により利用の承諾の決定を保留したときは、児童ホーム利用承諾保留通知書（様式第3号）により当該申込みをした者にその旨を通知する。

（利用の不承諾）

第8条 市長は、前条の申込について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を承諾しない。

- (1) 児童が第3条に規定する利用資格に該当しないとき。
- (2) 児童が疾病その他の理由により事業の利用に適さないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に支障があると市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定に該当すると認めるときは、児童ホーム利用不承諾通知書（様式第4号）により当該申込みをした者にその旨を通知する。

（延長保育の利用の申込み等）

第9条 年度の途中において第6条第2号に規定する延長保育を利用しようとする児童の保護者は、児童ホーム延長保育利用申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 第7条第2項から第5項まで及び前条の規定は、前項の規定による申込みに対する承諾及び不承諾について準用する。

（届出）

第10条 第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による利用承諾を受けた保護は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対して速やかに届け出るものとする。

- （1） 第7条第1項及び前条第1項の規定に基づき提出した申請書の記載事項に変更があったとき。
- （2） 児童を退所させるとき。
- （3） 児童を休所させるとき。
- （4） 延長保育の利用を中止するとき。

2 前項の規定に基づく届出は、市長が特別な理由があると認める場合を除き、退所、休所又は延長保育の利用を中止する月の前月の末日までに行わなければならない。

（利用承諾の取消し）

第11条 市長は、次のいずれかの場合は、利用の承諾を取り消すことができる。

- （1） 第8条第1項第1号又は第2号に該当することとなった場とき。
- （2） 保護者が保育料を滞納したとき。
- （3） 児童又は保護者の行為が事業の実施に当たり不相当であると市長が認めたとき。

（保育料）

第12条 児童ホームを利用する児童の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、児童の出席日数にかかわらず、児童1人につき、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第10条第1項第3号の規定に基づく届出のあった期間中に係る保育料は、前項の規定にかかわらず、0円とする。

- （1） 通常保育 月額4,000円（同一世帯から2人以上の児童を同時に入所させている場合は、2人目以降の児童については1人につき月額2,500円）
- （2） 延長保育 月額1,000円

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、市長が必要な措置を実施した場合における保育料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額を上限として市長が別に定める額とすることができる。

（保育料の徴収）

第13条 保育料は、月を単位として徴収するものとし、毎月初日から15日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日）までに徴収する。ただし、児童が月の途中で入所した場合その他市長が必要と認める場合は、市長が指定する日までに徴収することができる。

（保育料の還付）

第14条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（保育料の減免）

第15条 市長は、児童の世帯が次の各号のいずれかに該当するときは当該各号に掲げる額を保育料から減免することができる。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯である場合 全額
- （2） その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額

2 保育料の減免を受けようとする保護者は、児童ホーム保育料減免申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みについてその内容を審査し、減免決定するときは児童ホーム保育料減免決定通知書（様式第7号）により、減免を却下するときは児童ホーム保育料減免申請却下通知書（様式第8号）により当該申込みをした者にその旨を通知する。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この告示の施行日前においても、事業の利用及び費用負担額の減免に関する手続その他の行為に関し、必要な業務を行うことができる。

（開所時間の特例）

3 開所時間に関する第6条の規定の適用については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1号イ	午前7時30分から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで
---------	-----------------	-----------------

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者（申請者）住所
氏名

児童ホーム利用申請書

児童ホームの利用について、次のとおり申請します。

保護者	ふりがな		電話	
	氏名			
	住所	〒 ー 大和高田市		

利用児童	ふりがな			続柄		性別	
	氏名			昨年度 利用歴の有無		有・無	
	生年月日	年 月 日	小学校名	小学校 年			
	健康状態				特別支援学級の在籍	有・無	
			療育手帳又は身体障害者手帳交付の有無	有・無			
利用希望する理由							
利用希望期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
延長保育（午後6時から7時までの保育）の利用希望		<input type="checkbox"/> 延長保育を利用しない <input type="checkbox"/> 延長保育を利用する					
備考							

家庭の状況(利用児童の世帯員)				
氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・学校名等
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
生活保護の適用	有・無 (年 月 日開始)			
緊急連絡先	氏名又は名称		続柄	電話
	氏名又は名称		続柄	電話

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童ホーム利用承諾通知書

児童ホームの利用については、次のとおり承諾いたしましたので通知します。

利用児童	氏名		生年月日	
児童ホーム名称				
通常保育(延長保育時間以外の保育)	利用承諾期間			
	保育料の月額			
延長保育の利用(午後6時から午後7時までの保育)	利用承諾期間			
	延長保育料の月額			
備考				

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童ホーム利用承諾保留通知書

児童ホームの利用については、次の理由により保留となりましたので通知します。

利用児童	氏名		生年月日	
保留となった理由				
保留の有効期限				
備考				

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童ホーム利用不承諾通知書

児童ホーム利用については、次の理由により不承諾といたしましたので通知します。

- 1 不承諾とする利用区分
- 2 不承諾とする理由

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者（申請者）住所
氏名
児童ホーム延長保育利用申請書

児童ホームの延長保育利用について、次のとおり申請します。

保護者	ふりがな		電話	
	氏名			
	住所	〒 ー 大和高田市		

利用児童	小学校名	小学校				
	ふりがな		学年		生年月日	年 月 日
	氏名					
	ふりがな					
	氏名					
	氏名					

利用希望する理由

利用希望期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

様式第6号（第16条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者（申請者）住所
氏名

児童ホーム保育料減免申請書

年度の児童ホーム保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 利用児童氏名
生年月日 年 月 日
- 2 利用する児童ホームの名称 児童ホーム
- 3 減免を受けようとする理由

様式第7号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童ホーム保育料減免決定通知書

児童ホーム保育料の減免については、次のとおり決定いたしましたので通知します。

利 用 児 童	氏 名		生年月日	
児童ホーム名				
措置の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
保育料の月額	円			
備 考				

様式第8号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童ホーム保育料減免申請却下通知書

児童ホーム保育料の減免については、次の理由により減免しませんので通知します。

却下する理由

告示第41号

大和高田市妊娠判定受診費用助成要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市妊娠判定受診費用助成要綱

(目的)

第1条 この告示は、妊娠判定を必要とする者にその受診に要する費用の一部を助成することにより、早期の妊娠の届出を勧奨し、もって母体と胎児の健康の保持及び増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 妊娠判定に係る費用の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、妊娠判定を受ける日において市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 世帯の構成員(対象者及び対象者と扶養義務関係にある者に限る。)の当該年度に納付すべき市町村民税(当該年度の市町村民税が確定していない場合は、前年度の市町村民税)が非課税となる世帯に属する者

(2) 生活保護世帯に属する者

(対象受診項目及び助成額)

第3条 助成の対象となる受診項目は、妊娠判定に要する診察、尿検査及び超音波検査(医療機関が必要と判断した場合に限る。)とする。

2 助成の額は、前項の受診項目に係る費用の自己負担相当額とし、妊娠判定1回につき7,000円を限度とする。

(対象回数)

第4条 同一対象者に対する助成は、1年度につき2回とする。

(申請)

第5条 助成金を受けようとする対象者(対象者の法定代理人を含む。以下次条及び第9条において同じ。)は、大和高田市妊娠判定受診費用助成申請書(様式第1号)に第2条の要件を具備することを証する書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、証明すべき事実を公簿等により確認できる場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大和高田市妊娠判定受診券兼妊娠判定受診費用請求書(様式第2号。以下「受診券」という。)を対象者に交付するものとする。

(受診)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた対象者は、市が委託する県内の医療機関(以下「委託医療機関」という。)に受診券を提出して妊娠判定を受けるものとする。

(助成の特例)

第8条 対象者が委託医療機関以外の医療機関で妊娠判定を受ける場合又は第5条に規定する申請を行う前に妊娠判定を受け、その費用を支払っている場合において、市長は、必要があると認めるときは、第3条の規定により算定した額を助成することができる。

2 第5条の規定は、前項の助成を受けようとする者の助成の申請について準用する。この場合において、同項中「市長に」とあるのは「妊娠判定を受けた日から起算して6月以内に、市長に」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大和高田市妊娠判定受診費用助成特例決定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(費用の請求)

第9条 市長は、委託医療機関が妊娠判定を行ったときは、大和高田市妊娠判定受診費用請求明細書(様式第4号)に、第7条の規定により対象者から提出された受診券を添えて当該委託医療機関に請求させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項の規定による助成を認めるときは、大和高田市妊娠判定受診費用請求書(様式第5号)により、対象者に請求させるものとする。

(事後指導)

第10条 市長は、妊娠判定を実施した医療機関等との連携を密にし、必要に応じて対象者に事後指導を行うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、妊娠判定の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者
住 所
氏 名 印
TEL

大和高田市妊娠判定受診費用助成申請書

次のとおり妊娠判定受診費用の助成を申請します。

また、対象者の属する世帯構成員の市民税課税状況について、担当職員が課税状況を閲覧することに同意します。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日(歳)	
	住所	〒 Tel - -			
	妊娠判定を希望する理由 *該当欄に○印又は()内に記入してください。	1. 妊娠の兆候があるため (月経が止まった、つわりがある、基礎体温が高温など) 2. 一般用妊娠検査薬で陽性反応が出たため 3. その他() *妊娠判定受診日→受診されている場合、ご記入ください。 年 月 日 病院名:			
対象者の属する世帯(1月1日時点)	世帯構成員名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考

様式第2号（第6条関係）

妊娠判定受診券			
受診券番号	第 号	受診券 発行年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 TEL - -		
上記対象者の妊娠判定検査を依頼します。 検査項目等 ①問診及び診察 ②尿検査 ③超音波検査（医療機関の判断により実施） 年 月 日 委託医療機関 殿 <div style="text-align: right;">大和高田市長 印</div>			

※ 妊娠判定日から6月を過ぎて提出された場合は、請求を受けることができません。
 ※ 請求金額は、次の妊娠判定に関する検査に関し、各医療機関が定める額（上限7,000円）とします。

妊娠判定受診料請求書	
金	円也
<p>但し、妊娠判定検査に要した費用として 請求金額は、下記の妊娠判定に関する検査に関し各医療機関が定める額とします。ただし、上限額は7,000円とします。</p>	
受診日	年 月 日
検査項目等	<input type="checkbox"/> ①問診及び診察 <input type="checkbox"/> ②尿検査 <input type="checkbox"/> ③超音波検査（医療機関の判断により実施） （*実施項目に○印を記入してください。）
結果	妊娠（ 週）・不明・その他（ ） （*診断結果を記入してください。） 年 月 日 委託医療機関 所在地 名 称 責任者 印
大和高田市長 殿	

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市妊娠判定受診費用助成特例決定通知書

年 月 日付けで申請のありました妊娠判定受診費用の助成につきまして、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

受診券番号		
助成対象者	氏名	
	住所	〒 Tel - -

様式第4号(第9条関係)

大和高田市妊娠判定受診費用請求書兼明細書

金 円也

内訳

受診券番号	氏名	受診日	検査項目等	請求額(円)	備考

上記のとおり請求します。

年 月 日
大和高田市長 宛

所在地
委託医療機関名
代表者名 印

支払機関名		預金種別				口座番号						
銀行 農協 信金	本店 支店	普通・当座・その他（ ） (総合)										
	店番	カナ (必ず記入)										
		口座 名義人										

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所
氏名 印

大和高田市妊娠判定受診費用請求書

金 円也

(注) 請求金額は、下記記載の妊娠判定に要した費用の額
ですが、7,000円を超える場合は7,000円
を上限とします。

番号	第 号
発行年月日	年 月 日

振込先

支払機関名		預金種別				口座番号						
銀行 農協 信金	本店 支店	普通・当座・その他（ ） (総合)										
	店番	カナ (必ず記入)										
		口座 名義人										

妊娠判定受診証明書	
受診日	年 月 日
検査項目等	() ①問診及び診察
	() ②尿検査
	() ③超音波検査（医療機関の判断により実施）
※実施項目に○印を記入してください。	
結果	妊娠（ 週）・不明・その他（ ）
※診断結果を記入してください。	
妊娠判定に要した費用（上記①②③について本人から支払を受けた額）	
金 _____ 円	
上記のとおり証明します。	
年 月 日	
所在地 医療機関名 責任者	
大和高田市長 殿	印

※ 妊娠判定日から6月を過ぎて提出された場合は、請求を受けることができません。

告示第45号

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、一般不妊治療又は不育治療（以下「一般不妊治療等」という。）を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、一般不妊治療等に要する費用に対し一般不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般不妊治療 体外受精及び顕微授精を除く不妊症の治療（不妊症の診断のための検査及び不妊症の治療の効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査並びに人工授精等を含む。）をいう。
- (2) 不育治療 2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があると医師に診断されている者に対する当該状態の検査及び治療をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(対象者)

第3条 この告示により、助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 一般不妊治療等を受けた日において、夫婦(助成金を申請した日において戸籍法(昭和22年法律第224号)による婚姻の届出をしている男女又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある男女をいう。以下同じ。)のいずれか一方又は両方が、大和高田市に住所を有すること。

(2) 助成の対象となる治療に要する費用について、他の法令等による給付を受けていないこと。
(対象となる一般不妊治療等)

第4条 助成の対象となる治療は、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関における一般不妊治療等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの

(2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入し、当該第三者が妊娠及び出産し、夫婦の子とするもの

(3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妊娠、出産し、夫婦の子とするもの

(4) 効果が不明確であるものその他市長が個別に助成対象外とするもの

(5) 大和高田市その他の地方公共団体の助成(この告示による助成を除く。)を受け、又は申請している一般不妊治療等

(助成金)

第5条 助成金の額は、対象者が負担した自己負担額(医療保険の適用を受ける一般不妊治療等について本人が負担する費用及び医療保険の適用を受けない一般不妊治療等に要する費用の合計額をいう。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、1組の夫婦に対し、一般不妊治療及び不育治療それぞれにつき、各年度10万円を上限とする。

2 一般不妊治療等に対する助成期間は、助成金の対象となった一般不妊治療等が最初に行われた年度の末日から起算して5年間とする。

3 証明書、診断書等に係る文書料、食事療養標準負担額(入院した場合に要する食事代をいう。)、個室料その他一般不妊治療等に直接関係のない費用は、助成の対象から除く。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大和高田市一般不妊治療費等助成金(一般不妊治療分)交付申請書(様式第1号)又は大和高田市一般不妊治療費等助成金(不育治療分)交付申請書(様式第2号)を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大和高田市一般不妊治療費等助成金(一般不妊治療分)交付に係る受診等証明書(様式第3号)又は大和高田市一般不妊治療費等助成金(不育治療分)交付に係る受診等証明書(様式第4号)

(2) 法律上又は事実上婚姻関係にあることを証明する書類

(3) 住所地を証明する書類

(4) 夫及び妻の健康保険証(写し)

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までの書類については、その証明すべき事実を、法令の規定及び本人の同意(大和高田市一般不妊治療費等助成金交付に係る同意書(様式第5号)によるものに限る。)により公簿等で確認できるときは、その添付を省略することができる。

(申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、一般不妊治療等を受けた日が属する年度の翌年度(災害その他やむを得ない事由により、申請者が申請することができない場合にあつては、翌々年度)の末日までに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに交付の可否を決定し、大和高田市一般不妊治療費等助成金交付決定通知書（様式第6号）又は大和高田市一般不妊治療費等助成金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成金の交付決定を受けた申請者は、速やかに大和高田市一般不妊治療費等助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（相談及び情報の提供等）

第11条 市長は、一般不妊治療等を受ける夫婦又は受けようとする夫婦の心理的負担に十分に配慮するとともに、必要に応じて当該夫婦が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、一般不妊治療等を受ける者の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）住所：

氏名：

印

（口座名義人と同一）

電話番号：

大和高田市一般不妊治療費等助成金（一般不妊治療分）交付申請書

大和高田市一般不妊治療費等助成金（一般不妊治療分）の交付について、大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

対象者	夫	ふりがな	生 年 月 日
		氏 名	年 月 日 (歳)
	妻	ふりがな	生 年 月 日
		氏 名	年 月 日 (歳)
住所（※1） 夫妻の住所		〒 電話番号	
住所（※2） 夫・妻		〒 電話番号	

① この申請について他の地方公共団体で助成を受けていますか。
(受けていない ・ 受けている)

上記の太枠内に御記入ください。

※1 夫婦の住所を記入 ※2 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入

◎ 申請の際に夫と妻の印鑑及び健康保険証をお持ちください。

決定番号		
承認・却下	決定額	円

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者)住所:

氏名:

印

(口座名義人と同一)

電話番号:

大和高田市一般不妊治療費等助成金(不育治療分)交付申請書

大和高田市一般不妊治療費等助成金(不育治療分)の交付について、大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

対 象 者	夫	ふりがな		生年月日	
		氏名		年 月 日 (歳)	
	妻	ふりがな		生年月日	
		氏名		年 月 日 (歳)	
	住所(※1) 夫妻の住所		〒		
			電話番号		
住所(※2) 夫・妻		〒			
		電話番号			
① この申請について他の地方公共団体で助成を受けていますか。 (受けていない ・ 受けている)					

上記の太枠内に御記入ください。

※1 夫婦の住所を記入 ※2 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入

◎ 申請の際に夫と妻の印鑑及び健康保険証をお持ちください。

決定番号		
承認・却下	決定額	円

様式第3号(第6条関係)

大和高田市一般不妊治療費等助成金(一般不妊治療分)交付に係る受診等証明書

年 月 日

大和高田市長 宛

(医療機関)所在地
名称
医師名

印

下記のとおり一般不妊治療を実施したことを証明します。

(ふりがな)				
受診者氏名	夫		妻	
生年月日		年 月 日		年 月 日
貴医療機関における治療開始年月日		年 月 日		
今回の治療期間	年 月 日から 年 月 日まで			
◎上記患者が、今回受けた不妊治療について、主な治療・検査等ご記入ください。				
<input type="checkbox"/> 不妊症スクリーニング検査 <input type="checkbox"/> 精液検査 <input type="checkbox"/> タイミング療法 <input type="checkbox"/> 精巣生検 <input type="checkbox"/> 排卵誘発剤(回) <input type="checkbox"/> 人工授精(回) <input type="checkbox"/> 手術療法(手術法) <input type="checkbox"/> その他()				
院外処方の有無(<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)				
本人負担額の 内訳	受診年月	医療機関徴収分		薬局徴収分
		保険診療分		②保険診療以外の 本人負担額
	医療費総額	①本人負担額	③本人負担額	
	年 4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	年 1月分			
2月分				
3月分				
今回の治療にかかった合計金額				
領収金額		円(上記本人負担額①+②+③の合計額)		

- 1 一般不妊治療に係るもののみ御記入ください。
- 2 の該当項目をチェックしてください。
- 3 文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接治療に関係のない費用は、含まないでください。
- 4 院外処方の有無が「有」の場合、「本人負担額の内訳」欄の「薬局徴収分」へ薬局の領収書から転記ください。

様式第4号(第6条関係)

大和高田市一般不妊治療費等助成金(不育治療分)交付に係る受診等証明書

年 月 日

大和高田市長 宛

(医療機関)所在地

名称

医師名

印

下記のとおり一般不妊治療を実施したことを証明します。

(ふりがな)				
受診者氏名	夫		妻	
生年月日		年 月 日		年 月 日
貴医療機関における治療開始年月日		年 月 日		
今回の治療期間	年 月 日から 年 月 日まで			
◎上記患者が、今回受けた不妊治療について、主な治療・検査等ご記入ください。				
<input type="checkbox"/> 検査名 () <input type="checkbox"/> 薬物療法(内服、注射) ()				
<input type="checkbox"/> 手術療法(手術法) <input type="checkbox"/> その他 ()				
院外処方の有無 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)				
本人負担額の内訳	受診年月	医療機関徴収分		薬局徴収分
		保険診療分		②保険診療以外の本人負担額
		医療費総額	①本人負担額	
	年 4月分			③本人負担額
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	年 1月分			
2月分				
3月分				
今回の治療にかかった合計金額				
領収金額		円 (上記本人負担額①+②+③の合計額)		

- 1 不育治療に係るもののみ御記入ください。

- 2 □の該当項目をチェックしてください。
- 3 文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接治療に関係のない費用は、含まないでください。
- 4 院外処方の有無が「有」の場合、「本人負担額の内訳」欄の「薬局徴収分」へ薬局の領収書から転記ください。

様式第5号(第6条関係)

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付に係る同意書

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市一般不妊治療費助成金の交付事務(受給資格の確認)のため、大和高田市長が保有する下記の情報を利用することに同意します。

記

戸籍謄本(戸籍以外の公簿により夫婦であることの確認ができる場合を除く。)

(夫 ・ 妻) 住所
氏名

(夫 ・ 妻) 住所
氏名

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市一般不妊治療費等助成金について、下記のとおり交付と決定しましたので、大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱第8条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 助成金の名称 大和高田市一般不妊治療費等助成金

2 交付申請金額 円

3 交付決定額 円

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市一般不妊治療費等助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市一般不妊治療費等助成金について、下記のとおり不交付と決定しましたので、大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱第8条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 助成金の名称 大和高田市一般不妊治療費等助成金
- 2 交付申請金額 円
- 3 不交付の理由 円

様式第8号(第9条関係)

大和高田市一般不妊治療費等助成金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 住 所

氏 名

印

(口座名義人・様式第1号の申請者と同一)

電話番号

下記のとおり大和高田市一般不妊治療費等助成金を請求します。

金 _____ 円

<対象者>

フリガナ		生 年 月 日
夫 氏 名		年 月 日（ 歳）
フリガナ		生 年 月 日
妻 氏 名		年 月 日（ 歳）

<振込先>

金融機関名	銀行 信金 農協	本 店 支 店 出張所	普通（総合） 当座 その他（ ）
口座番号			（右詰めで記入のこと）
フリガナ （必須）			
口 座 名 義 人			

ゆうちょ銀行の方は、下記にご記入ください

記号					番号								
フリガナ（必須）													
口 座 名 義 人													

告示第57号

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱（令和2年告示第60号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項第2号中「9時」を「8時40分」に改める。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この告示による改正後の第3条の規定は、令和3年4月1日以後に実施する預かり保育について適用し、同日前に実施する預かり保育についてはなお従前の例による。

告示第58号

大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市における社会教育の振興及び充実を図るため、各種研修会等に参加する大和高田市の社会教育に関わる団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で社会教育団体研修会等派遣費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象とする団体は、社会教育団体届出規則（昭和30年規則第2号）の規定に基づき教育委員会に届け出た団体のうち、市又は教育委員会が行う事業に係る団体とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、団体が各種研修会等に参加するために要した費用とし、1人当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 宿泊を伴う場合 1夜の宿泊につき3,000円（その額が10,000円を超えるときは、10,000円を限度とする。）
- （2） 宿泊を伴わない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 各種研修会等の開催地（以下この号において「開催地」という。）が奈良県内である場合 1,000円
 - イ 開催地が奈良県外である場合 1,500円

2 前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。

（補助金の交付申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、社会教育団体研修会等派遣費補助金交付申請書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、社会教育団体研修会等派遣費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金交付規則の適用）

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）の定めるところによる。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱（平成14年教育委員会告示第5号）に基づき、申請がなされた補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）団体の所在地
団体の名称
代表者氏名

印

大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助対象者	団体の名称 住所 電話番号
補助対象とする 研修会等	名 称 開催日時 年 月 日 ~ 年 月 日 開催地 参加者数
交付申請額	交付要綱第3条各号の規定に基づく補助金の額 <input type="checkbox"/> 開催地が県内であり、宿泊を伴わない場合（参加者1人あたり1,000円を上限とする。） <input type="checkbox"/> 開催地が県外であり、宿泊を伴わない場合（参加者1人あたり1,500円を上限とする。） <input type="checkbox"/> 宿泊を伴う場合（参加者1人あたり1泊3,000円を上限とし、連泊する場合は宿泊数にかかわらず上限10,000円とする。） <input type="checkbox"/> 市長が認める場合（市長が定める額） 積算の根拠 参加者1人あたり 円 × 参加者数 人 交付申請額 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 参加者名簿 <input type="checkbox"/> 補助対象となる大会等の目的及び計画が明らかになる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の明細を確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他書類()

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会教育団体研修会等派遣費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	交付 ・ 不交付
------	----------

補助対象とする 研修会等の名称	
補助金交付決定額	金 円

告示第59号

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、各種スポーツ大会に出場する個人又は団体の経済的負担を軽減し、もってスポーツの振興に資するため、予算の範囲内で大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 市に住所を有する個人又は大和高田市体育協会に加盟する団体（以下「体協加盟団体」という。）若しくは体協加盟団体に所属する個人であって、予選等を経て、次条各号に掲げる大会に出場したもの

（2） 補助対象となる経費について、市の他の補助金等の交付を受けていないもの

（補助対象とする大会）

第3条 補助金の交付対象とする大会は、次のとおりとする。

- （1） 奈良県民体育大会
- （2） 近畿大会又は西日本大会
- （3） 全国大会
- （4） アジア大会及び世界大会
- （5） オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象者が前条各号に掲げる大会への出場に要した交通費、宿泊費及び参加費の合計額とし、その限度額は、別表に定める金額とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（団体の場合は、その団体の代表者とする。）は、大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付申請書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金交付規則の適用）

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号。）の定めるところによる。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱（平成14年教育委員会告示第6号）に基づき、申請がなされた補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

第3条第1号に該当する大会	夏季	個人	選手・役員1人	1,000円以内
	冬季		選手・役員1人	3,000円以内
第3条第2号に該当する大会		個人	選手・役員1人	5,000円以内
		団体	1団体	100,000円以内
第3条第3号に該当する大会	国民体育大会	個人	選手・役員1人	10,000円以内
		ただし、高田商業高等学校の者のうち市外在住者は、2分の1の額以内とする。		
	上記以外の大会	個人	選手・役員1人	10,000円以内
団体		1団体	200,000円以内	
第3条第4号に該当する大会	アジア大会	個人	選手・役員1人	30,000円以内
	世界大会	個人	選手・役員1人	50,000円以内
第3条第5号に該当する大会	オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会	個人	選手・役員1人	100,000円以内

備考 団体に交付する補助金の額は、大会に出場した団体の人数により算出した額又はこの表による1団体に対して交付する額のいずれか低い額とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者)住所又は所在地

団体名

氏名

印

(団体にあつては代表者氏名)

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助対象者	氏名又は団体の名称 住所又は団体の所在地 交付要綱第2条の規定に基づく補助対象者の分類 <input type="checkbox"/> 大和高田市に住所を有している個人 <input type="checkbox"/> 大和高田市体育協会に加盟する団体又はその団体に所属する個人
補助対象とする大会	名 称 交付要綱第3条各号の規定に基づく大会の分類 <input type="checkbox"/> 奈良県民体育大会 <input type="checkbox"/> 近畿大会又は西日本大会 <input type="checkbox"/> 全国大会 <input type="checkbox"/> アジア大会及び世界大会 <input type="checkbox"/> オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会 開催日時 年 月 日～ 年 月 日 開催場所
交付申請額	金 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 参加者名簿 <input type="checkbox"/> 補助対象となる大会等の目的及び計画が明らかになる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の明細を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> その他書類 ()

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあったスポーツ大会出場者派遣費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	交付 ・ 不交付
------	----------

補助対象とする 大会の名称	
補助金交付決定額	金 円

告示第61号

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、競技会又は体育大会に参加する大和高田市立高田商業高等学校の生徒及びその保護者の経済的負担を軽減し、もって学校教育の振興に資するため、予算の範囲内で大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象とする者は、大和高田市立高田商業高等学校に就学する生徒の保護者とする。

(補助対象とする大会等)

第3条 補助金の交付対象とする大会は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会が主催するジュニアオリンピック競技会又は公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する高等学校選抜大会若しくは全国高等学校総合体育大会
- (2) 近畿高等学校体育連盟が主催する近畿高等学校選手権又は高等学校選抜大会近畿予選会
- (3) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国大会又は近畿大会
- (4) 文化クラブが参加する競技会の全国大会、近畿大会又は西日本大会
- (5) 前4号に掲げる団体に準ずる団体が主催する全国大会、近畿大会又は西日本大会であつて、市長が適当であると認めたもの

(補助対象とする経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、生徒が前条各号に掲げる大会への参加に要した経費とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 交通費 鉄道（バスを含む。）、船及び航空機を最も経済的な通常の経路を旅行し、可能な限り学生割引、団体割引等を利用した額
- (2) 宿泊費 生徒が宿泊に要した額（飲食費を除く。）とする。ただし、1夜当たりの宿泊に要した額は職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）別表7の項第1欄に定める宿泊料の額を上限とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、生徒1人につき、前条の規定により算出した額とする。ただし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限額とする。

- (1) 全国大会 50,000円
- (2) 近畿大会及び西日本大会 25,000円

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところに

より補助することができる。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付申請書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付規則の適用）

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）の定めるところによる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱（平成14年教育委員会告示第7号）に基づき、既に交付申請がされている補助金等に係る交付手続については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）保護者住所

保護者氏名

印

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助対象者	参加者数
	生徒氏名 学年 住所 <input type="checkbox"/> 省略（参加者名簿を添付するため）
補助対象とする大会等	名 称 開催日時 年 月 日 ～ 年 月 日 開催場所
交付申請額	金 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 参加者名簿（生徒氏名、学年及び住所を必ず記載すること） <input type="checkbox"/> 補助対象となる大会等の目的及び計画が明らかになる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の明細を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> その他書類（ ）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生徒派遣費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	交付	・	不交付
補助対象とする大会等の名称			
補助金交付決定額	金		円

告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,939,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		126,000	△10,950	115,050
	1. 地方揮発油譲与税	29,500	△1,350	28,150
	2. 自動車重量譲与税	91,500	△9,600	81,900

4. 配当割交付金		66,000	△6,000	60,000
	1. 配当割交付金	66,000	△6,000	60,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		38,000	28,000	66,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	38,000	28,000	66,000
7. 地方消費税交付金		1,284,000	△68,700	1,215,300
	1. 地方消費税交付金	1,284,000	△68,700	1,215,300
9. 環境性能割交付金		15,500	△3,900	11,600
	1. 環境性能割交付金	15,500	△3,900	11,600
10. 地方特例交付金		48,000	3,479	51,479
	1. 地方特例交付金	48,000	3,479	51,479
11. 地方交付税		7,550,000	△53,600	7,496,400
	1. 地方交付税	7,550,000	△53,600	7,496,400
13. 分担金及び負担金		225,202	△30,000	195,202
	2. 負担金	220,942	△30,000	190,942
15. 国庫支出金		12,376,503	△173,000	12,203,503
	1. 国庫負担金	4,265,320	△119,700	4,145,620
	2. 国庫補助金	8,065,739	△53,300	8,012,439
16. 県支出金		1,879,763	△33,700	1,846,063
	1. 県負担金	1,269,153	△4,500	1,264,653
	2. 県補助金	512,013	△29,200	482,813
18. 寄附金		244,702	31,519	276,221
	1. 寄附金	244,702	31,519	276,221
19. 繰入金		1,185,074	△126,000	1,059,074

	1. 基金繰入金	1,185,074	△126,000	1,059,074
21. 諸収入		507,556	76,152	583,708
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000	18,000	32,000
	4. 雑入	491,056	58,152	549,208
22. 市債		4,223,700	△180,300	4,043,400
	1. 市債	4,223,700	△180,300	4,043,400
補正されなかった科目に係る額		7,716,011	0	7,716,011
歳入合計		37,486,011	△547,000	36,939,011

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		12,256,773	△43,381	12,213,392
	1. 総務管理費	11,721,027	△38,381	11,682,646
	2. 徴税費	303,610	△5,000	298,610
3. 民生費		12,110,909	△261,347	11,849,562
	1. 社会福祉費	5,748,326	△12,900	5,735,426
	2. 児童福祉費	3,509,510	△120,447	3,389,063
	3. 生活保護費	2,852,769	△128,000	2,724,769
4. 衛生費		3,929,397	△141,600	3,787,797
	1. 保健衛生費	2,086,118	△130,600	1,955,518
	2. 清掃費	1,843,279	△11,000	1,832,279
7. 商工費		125,142	△16,500	108,642
	1. 商工費	125,142	△16,500	108,642
10. 教育費		3,200,034	△58,925	3,141,109
	1. 教育総務費	562,840	△9,500	553,340

	2. 小学校費	677,756	△5,300	672,456
	3. 中学校費	253,034	△8,300	244,734
	5. 幼稚園費	278,375	△3,800	274,575
	7. 保健体育費	566,411	△32,025	534,386
12. 公債費		2,747,139	△25,247	2,721,892
	1. 公債費	2,747,139	△25,247	2,721,892
	補正されなかった科目に係る額	3,116,617	0	3,116,617
	歳 出 合 計	37,486,011	△547,000	36,939,011

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業	千円 2,168,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 2,095,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	652,900	〃	〃	〃	646,100	〃	〃	〃
減収補てん債	166,900	〃	〃	〃	67,000	〃	〃	〃
猶予特例債	52,000	〃	〃	〃	51,000	〃	〃	〃

告示第63号

歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項及び第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令213号)附則第8条第1項の規定により告示する。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託事務の範囲

市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、し尿汲み取り手数料及び学校給食費

2 受託する者の名称及び所在地

株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー13F
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー22階

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名 称	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

軽自動車税（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

告示第71号

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

公印の名称	市長印
寸法	方21mm
作成する理由	文化会館の使用許可に関する事務に使用するため。
使用開始年月日	令和3年4月1日
印影	省略（市役所前掲示場掲示済み）

告示第72号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、本市における令和3年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

告示第73号

大和高田市自転車駐車場条例（平成5年条例第18号）に定める使用料の収納に関する事務及び大和高田市自動車駐車場条例（平成8年条例第24号）に定める使用料の収納に関する事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1. 収納の事務を委託した者の住所、氏名
 奈良県大和高田市池田418番地1
 社団法人 大和高田市シルバー人材センター
2. 委託した事務の範囲
 - (1) JR高田駅西側駐車場に係る使用料の収納
 - (2) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
 - (3) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
 - (4) サイクルポートJR高田に係る使用料の収納
 - (5) サイクルポートJR高田西に係る使用料の収納
 - (6) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納

- (7) サイクルポート松塚駅に係る使用料の収納
- (8) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納

3. 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4. 収納の方法

口頭、掲示及び自動管理機器による収納

告示第74号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和3年3月2日	1		1							
令和2年3月11日	1									
令和2年3月16日	1									
令和2年3月17日	1									
令和2年3月26日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和3年3月30日	大和高田市本郷町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市

の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第75号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託先

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

2 委託した事務の範囲

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付に係る住民票の写しの交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料及び市民税の課税に関する証明書交付手数料の収納

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

告示第76号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者の名称

有限会社 介護ステーション リバティ 岡本 明香

2 指定する事業所の名称及び所在地

居宅介護支援センター リバティ

大和高田市奥田271番地15

3 廃止年月日

令和3年1月1日

4 サービスの種類

居宅介護支援

告示第77号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定により、次のとおり公表します。

令和3年4月12日

大和高田市長 堀内 大造

閲覧者氏名（法人の場合）	請求事由	閲覧年月日	閲覧した住民の
--------------	------	-------	---------

合は名称及び代表者又は管理者名)	(利用目的) の概要		範囲
内閣府大臣官房政府広報室	「食生活に関する世論調査」の調査対象者を抽出	令和2年8月13日	大字大谷の満18歳以上の日本人男女
株式会社時事通信社	「住民意識調査」の調査対象者を抽出	令和2年8月19日	中今里町及び大字奥田の満20歳以上の日本人男女（平成12年9月末日生まれまで）
内閣府	「青少年のインターネット利用環境実態調査」の調査対象者を抽出	令和2年9月18日	曙町及び昭和町の0歳以上17歳以下の男女
消費者庁	「令和2年度消費者意識基本調査」の調査対象者を抽出	令和2年10月7日	大字奥田の平成17年10月31日以前に出生の日本国籍を有する男女
内閣府	「令和2年度 子供の生活状況調査」の調査対象者を抽出	令和2年12月23日	大字大谷の男女
文化庁国語課	「令和2年度 国語に関する世論調査」の調査対象者を抽出	令和3年1月26日	曙町の満16歳以上の日本人男女

告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月15日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200129

- 2 事業者の名称
有限会社 サン企画コーポレーション
- 3 事業所の名称及び所在地
グループホーム未草の郷
大和高田市大字奥田33番地1
- 4 サービスの種類
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 5 指定年月日
令和3年4月1日

告示第80号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和3年4月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和3年7月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和3年1月1日から令和3年1月31日までの間

告示第81号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月15日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
まっしろケアプランセンター
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
まっしろケアプランセンター
大和高田市中三倉堂1-6-30-2
- 3 指定年月日
令和3年5月1日
- 4 サービスの種類
指定居宅介護支援

告示第82号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和3年4月20日

大和高田市長 堀内 大造

特定生産緑地の指定

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定基準日
1	大和高田市磯野町地内	約 2,858 m ²	令和4年12月25日
2	大和高田市東雲町地内	約 2,765 m ²	
3	大和高田市土庫二丁目地内	約 3,677 m ²	
4	大和高田市土庫三丁目地内	約 806 m ²	
5	大和高田市中三倉堂一丁目地内	約 945 m ²	
6	大和高田市中三倉堂二丁目地内	約 1,690 m ²	
7	大和高田市中今里町地内	約 463 m ²	
8	大和高田市大中地内	約 2,286 m ²	
9	大和高田市大字有井地内	約 739 m ²	
10	大和高田市大字野口地内	約 3,575 m ²	
11	大和高田市大字土庫地内	約 1,784 m ²	
12	大和高田市大字池田地内	約 909 m ²	
13	大和高田市大字松塚地内	約 871 m ²	
14	大和高田市大字市場地内	約 2,797 m ²	
15	大和高田市曾大根一丁目地内	約 2,027 m ²	
16	大和高田市春日町二丁目地内	約 380 m ²	
17	大和高田市材木町地内	約 765 m ²	

区域は指定図表示のとおり

告示第83号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年4月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済み)

2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第84号

令和2年度市県民税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年4月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済み)

2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第85号

令和2年度国民健康保険税第6期、第7期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年4月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済み)

2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第86号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年4月22日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和3年4月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）
 令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,539,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入） （単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,851,757	69,700	4,921,457
	2. 国庫補助金	581,047	69,700	650,747
補正されなかった科目に係る額		21,618,243	0	21,618,243
歳入合計		26,470,000	69,700	26,539,700

（歳出） （単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,093,868	69,700	12,163,568
	2. 児童福祉費	3,464,272	69,700	3,533,972
補正されなかった科目に係る額		14,376,132	0	14,376,132
歳出合計		26,470,000	69,700	26,539,700

告示第87号

大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示
 大和高田市金融機関の指定について（平成15年告示第7号）の一部を次のように改正する。
 第2項中「株式会社第三銀行」を「株式会社三十三銀行」に改める。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

告示第88号

令和3年5月12日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。
 令和3年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

記

報第 2号 専決処分の報告について

- ・令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第15号）
- ・大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について
- ・大和高田市税賦課徴収条例等の一部改正について
- ・大和高田市子ども・子育て会議条例の一部改正について

報第 3号 専決処分の報告について

- ・令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

議第34号 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について

公 告

公告第35号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年4月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	令和3年度大和高田市クリーンセンター修繕工事費等精査業務
2 履行場所	大和高田市クリーンセンター（大和高田市 今里 地内）
3 履行期間	契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）に登録している者であること。

	<p>(2) 平成28年4月1日以降において、官公庁発注の一般廃棄物処理施設に関する調査、検査、計画策定、計画支援、現場管理等のコンサルタント業務(対象に一般焼却炉を含むものに限る。)の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ②5(2)にかかる平成28年4月1日以降における履行実績を証するもの(契約書の写し、テクリスの印刷等) ③暴力団排除に関する誓約書(指定様式) <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年4月7日(水)から令和3年4月15日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年4月21日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年4月22日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年4月26日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年4月27日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥2,000,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月14日

大和高田市長 堀内 大造

教育委員会

教育委員会規則第4号

大和高田市青少年センター設置規則の全部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市青少年センター設置規則の全部を改正する規則

大和高田市青少年センター設置規則（昭和60年教育委員会規則第1号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 この規則は、青少年の健全な育成を目的に行う非行防止活動を総合的に推進するために設置する大和高田市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 青少年センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
大和高田市青少年センター	大和高田市西町267番地の19（大和高田市立図書館内）

（事務）

第3条 青少年センターは次に掲げる事務を行う。

- (1) 青少年の非行防止に関すること。
- (2) 青少年健全育成に係る調査、統計及び啓発活動に関すること。
- (3) 青少年関係行政機関並びに団体相互の連絡調整及び協力に関すること。
- (4) その他青少年健全育成に関すること。

（所管）

第4条 青少年センターの管理及び運営は、教育支援課の所管とする。

（職員）

第5条 青少年センターに所長、指導主事その他必要な職員を置く。

2 所長は、教育支援課長をもって充てる。

（青少年補導員及び青少年指導員）

第6条 第3条に規定する事務を遂行するため、青少年センターに青少年補導員及び青少年指導員（以下「補導員等」という。）を置く。

（補導員等の資格要件等）

第7条 青少年補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 市内に在住する児童生徒の保護者
- （2） 大和高田市立小学校、中学校及び高等学校の教職員
- （3） 青少年健全育成に係る社会教育団体の役職にある者
- （4） 学識経験者
- （5） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

2 青少年指導員は、市内に在住し、人格が高潔で、青少年健全育成に深い関心を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 補導員等の定数は、青少年補導員は250人以内とし、青少年指導員は25人以内とする。

4 補導員等の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 補導員等は、再任されることができる。

6 教育委員会は、補導員等が自己の都合により辞職を申し出たとき、又は心身の故障その他の理由によって職務の遂行に支障があると認めるときは、解嘱することができる。

（補導員証の発行）

第8条 青少年補導員には補導員証（様式第1号）を発行する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

(表)



(裏)

年度

第 号

下記の者は、大和高田市教育委員会の補導員であることを証明する。

住 所

氏 名

(注意事項)

- ① この証明書は、常時携帯し、関係人の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。また、関係者以外の者に披見し、又は貸与してはならない。
- ② この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
- ③ この証明書の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。

発行年月日

年 月 日

発 行 者

大和高田市教育委員会

教育委員会規則第5号

大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

大和高田市適応指導教室設置規則（令和2年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「適応指導教室入室決定通知書」を「適応指導教室入室決定（取消）通知書」に改める。

第11条を第13条とし、第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（学習補助員）

第12条 教育委員会は、第5条各号に規定する業務に従事する職員を支援するため、学習補助員を置くことができる。

2 学習補助員は、不登校児童生徒等の教育支援に深い関心と情熱を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 学習補助員の定数は、5人以内とする。

4 学習補助員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学習補助員は、再任されることができる。

6 教育委員会は、学習補助員が自己の都合により辞職を申し出たとき、又は心身の故障その他の理由によって職務の遂行に支障があると認めるときは、解嘱することができる。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（在籍校との連携）

第9条 教育委員会は、第6条に規定する入室の申請を円滑に行うために、不登校児童生徒等が抱える悩み又は学校生活若しくは家庭環境全般に関する現状、その他支援に必要な情報を把握し、及び整理するための面談（以下「インテーク」という。）を行う。

2 インテークに当たる職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育支援課指導主事
- (2) 次条に規定する心理相談員及び専任教員
- (3) 学校長が指定する者

3 教育委員会は、入室している不登校児童生徒等の出席状況、活動状況等を学校長に報告するものとする。

第8条を削り、第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定に基づく入室決定の取消しは、適応指導教室入室決定（取消）通知書により、行うものとする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（退室）

第7条 保護者は、教室からの退室を希望するときは、適応指導教室退室届出書（様式第3号）により、学校長を経由して教育委員会に届け出るものとする。

様式第1号中「通り」を「とおりに、

「

入室を希望する理由	
-----------	--

」を

「

希望する支援内容	下のチェック欄（□）に「✓」を記入してください。
----------	--------------------------

<input type="checkbox"/> 集団活動（指導員による授業） <input type="checkbox"/> 心理相談（心理相談員によるカウンセリング） <input type="checkbox"/> 訪問指導（指導員による家庭訪問）
--

」に改める。

様式第2号中「適応指導教室入室決定通知書」を「適応指導教室入室決定（取消）通知書」に、「
下記の者の入室を〔承認・不承認〕することを」を「者の入室について、下記のとおり」に、

「

入室を承認・不承認とする理由	
----------------	--

」を

「

決 定 内 容	
理 由	

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前になされた入室の申請については、なお従前の例による。

教育委員会規則第7号

児童ホーム設置条例施行規則及び児童ホーム保育料の減免に関する規則を廃止する規則を別紙のよ
うに定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

児童ホーム設置条例施行規則及び児童ホーム保育料の減免に関する規則を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 児童ホーム設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第7号）
- (2) 児童ホーム保育料の減免に関する規則（平成13年教育委員会規則第8号）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第10号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

申請者 (保護者)	住所	〒 ー 大和高田市		年1月1日現在の住所	
				1 大和高田市 2 その他(市町村名:)	
	氏名		連絡先	ー ー	

」を

「

申請者 (保護者)	住所	〒 ー 大和高田市		年1月1日現在の住所	
				1 大和高田市 2 その他(市町村名:)	
	氏名		連絡先	ー ー	
振込指定 口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所	※ゆうちょ銀行を希望の場合、通帳で【3ケタの支店名】と【7ケタの口座番号】をご確認のうえ記入してください。
	フリガナ				口座番号
	口座名義人				

」に

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第11号

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を廃止する告示

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年教育委員会告示第11号の2）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第12号

大和高田市青少年補導員等に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市青少年補導員等に関する要綱を廃止する告示

大和高田市青少年補導員等に関する要綱（平成26年教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第13号

社会教育団体研修会等派遣費補助要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

社会教育団体研修会等派遣費補助要綱を廃止する告示

社会教育団体研修会等派遣費補助要綱（平成14年教育委員会告示第5号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第14号

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱を廃止する告示

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱（平成14年教育委員会告示第6号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第15号

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱を廃止する告示

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱（平成14年教育委員会告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第16号

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱を廃止する告示

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱（平成14年教育委員会告示第7号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示第17号

公印を廃止するので、大和高田市教育委員会公印規程（平成11年教育委員会規程第1号）第6条の2の規定により告示します。

令和3年3月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

公 印 の 名 称	大和高田市教育委員会之印
ひ な 形 番 号	6
寸 法	方21mm
用 途	教育委員会名をもって文化会館で発する文書
廃 止 年 月 日	令和3年4月1日
印 影	省略（市役所前掲示場掲示済み）

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月6日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和3年4月15日（木）午後3時00分
- 2 場所
市役所4階 委員会室
- 3 議案

- 第1号 ICT研究会の進捗状況について
- 第2号 令和3年度大和高田スカウト運動育成協会感謝状授与について
- 第3号 その他
 - ・後援願いについて

教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会4月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月13日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和3年4月15日(木) 午後5時00分(定例委員会終了後)
- 2 場所
市役所4階 委員会室
- 3 議案
第1号 市職員人事について

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第5号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時
令和3年4月8日(木) 午前9時00分
- 2 場所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月1日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時
令和3年4月9日(金曜日)午後3時
- 2 場所
大和高田市役所 3階東会議室
- 3 議案
 - 第1号 農地法第4条規定による申請の件
 - 第2号 農地法第5条規定による申請の件
 - 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
 - 第5号 その他

農業委員会告示第7号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月30日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時
令和3年5月10日(月曜日)午後3時
- 2 場所
大和高田市役所 3階東会議室
- 3 議案
 - 第1号 農地法第3条第1項についての申請の件
 - 第2号 農地法第5条規定による申請の件
 - 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
 - 第5号 その他

公平委員会

公平委員会規則第1号

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市公平委員会委員長 鹿嶋 章

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 大和高田市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項職の欄中「保育課の指導主事 法務情報課法務係長 秘書課の係長 人事課の係長 財政課の係長 財産管理課の係長 法務情報課の法制担当の職員(主事及び主事補を除く。以下同じ。) 秘書課の秘書担当の職員 人事課の人事、給与又は服務担当の職員」を「秘書課の係長

人事課の係長 総務課の総務管財グループの係長 法務課の係長 財政課の係長 秘書課の秘書担当の職員 人事課の人事、給与又は服務担当の職員 法務課の職員」に改め、同表教育委員会事務局の項職の欄中「局長」を「部長」に改め、同表公平委員会の項職の欄中「事務局長」を「書記長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公平委員会規則第2号

大和高田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市公平委員会委員長 鹿嶋 章

大和高田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則

大和高田市公平委員会処務規則(昭和46年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

大和高田市公平委員会事務処理規則

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「事務処理に関し必要な事項を定めることを目的」を「事務処理に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(委員長の選挙)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が欠けるに至ったときは、委員長の選挙は速やかに行わなければならない。

第3条の2から第3条の4までを削る。

第4条を次のように改める。

(委員長の代理)

第4条 委員長は、法第10条第3項の規定による委員長の職務を代理する委員(以下「委員長職務代理者」という。)を、あらかじめ指定しておかななければならない。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「、文書の取扱いその他の事務処理については、市長部局の例による」を「、委員会の事務処理に関し必要な事項は、委員長が定める」に改め、同条を第17条とする。

第6条に次の2項を加える。

2 公印の保管及び使用は、書記長がその責めに任ずる。

3 本条に規定するもののほか、公印に関し必要な事項は、大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の例による。

第6条を第16条とする。

第5条の見出しを「(書記長の専決)」に改め、同条本文を削り、同条ただし書中「ただし、次に掲げる事項については、書記長の専決と」を「書記長は、次に掲げる事項について専決」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

(事務職員の服務)

第13条 事務職員の服務は、市長の事務部局の職員の例による。

（文書の取扱い）

第14条 委員会の文書の取扱いは、大和高田市文書規則（平成11年規則第14号）の例による。

（公告式）

第15条 委員会の公告式は、大和高田市公告式条例（昭和25年条例第8号）の例による。

第4条の次に次の7条を加える。

（辞任）

第5条 委員を辞任しようとするときは、辞任願を委員長（委員長が辞職しようとする場合にあっては、委員長職務代理者）を経由して市長に提出しなければならない。

（委員の政党の加入届等）

第6条 委員が新たに政党に属し、又は政党の所属を変更したときは、委員長を経由して市長に届け出なければならない。

（議事）

第7条 委員会の議事に関し必要な事項は、大和高田市公平委員会議事規則（昭和26年公平委員会規則第1号）に定める。

（委員長の担当事務）

第8条 委員長は、次に掲げる事項を担当する。

- （1） 委員会の議決すべき事件につき、その議案を提出すること。
- （2） 委員会の議決事項を執行すること。
- （3） その他委員会の庶務に関すること。

（委員長の専決）

第9条 委員長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- （1） 委員会が成立しない場合において、緊急を要する事項に関すること。
- （2） 委員の出張に関すること。
- （3） 事務職員の任免及び服務に関すること。
- （4） その他委員会の権限に属する事項で議決により指定したもの

2 委員長は、前項の規定により専決したときは、軽易又は定例的なものを除き、委員会に報告し、承認を得なければならない。

（職の設置）

第10条 委員会の事務職員の職名は、書記長及び書記とする。

2 書記長は法務課長を、書記は法務課の課長補佐及び係長を、その他の事務職員は法務課の法制担当職員をもって充てる。

（事務職員の職務）

第11条 書記長は、委員長の命を受け、委員会の事務を掌理し、他の事務職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、委員会の事務を処理する。

3 書記長が不在のときは、直近下位の事務職員がその事務を代行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公平委員会規則第3号

職員の苦情相談に関する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市公平委員会委員長 鹿嶋 章

職員の苦情相談に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員（離職した職員を含む。次条及び第3条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（苦情相談）

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、当該離職に関するものに限る。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定による要求、法第49条の2第1項の審査請求又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項の審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。

（事案の処理）

第3条 公平委員会は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あつせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、公平委員会の事務職員に事案の処理を行わせることができる。

3 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

4 事案に係る問題について、法第46条の規定による要求、法第49条の2第1項の審査請求又は地方公務員災害補償法第51条第1項の審査請求が受理されたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第4条 公平委員会は、申出人、当該申出人の所属長その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成）

第5条 公平委員会は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成するものとする。

（秘密の保持）

第6条 苦情相談に係る事務に従事する職員又は従事していた職員は、申出人の氏名及び役職、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第7条 公平委員会は、任命権者に対し、公平委員会に対して苦情相談を行ったこと及び苦情相談に関し公平委員会が行う調査に協力したことを理由として、職員が職場において不利益な取扱いを受けないよう配慮することを求めるものとする。

（公平委員会及び任命権者の協力）

第8条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議 会

議会告示第2号

大和高田市議会事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月29日

大和高田市議会 議長 西村 元秀

大和高田市議会事務局処務規程の一部を改正する告示

大和高田市議会事務局処務規程（平成12年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則」を「告示」に、「事務分掌」を「所掌事務」に改める。

第2条を次のように改める。

（議会総務課）

第2条 局務を処理する組織として議会総務課総務係を置く。

第3条第2項中「受け、議会の庶務」を「受けて、局務」に改める。

第8条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「庶務課庶務係の事務分掌」を「議会総務課総務係の所掌する事務」に改め、同条第4号中「編纂」を「編さん」に改め、同条第11号中「乗用」を「議会用」に改め、同条第17号中「編纂」を「編さん」に改め、同条第20号中「庶務」を「局務」に改める。

第13条中「庶務係」を「議会総務課総務係」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

原稿誤り

令和3年4月14日付け大和高田市公報第387号（正誤）

頁	行	誤	正
2	43	(水道総務課)	(下水道課)
3	2	配水管布設替工事（S0）・消火栓布設替工事（消01）・消火栓布設替工事（消01）に関する条件付き一般競争入札公告	配水管布設替工事（S01）・消火栓布設替工事（消01）・消火栓布設替工事（消01）に関する条件付き一般競争入札公告

告示第173号

大和高田市立病院将来のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院将来のあり方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市立病院（以下「市立病院」という。）の将来のあり方を検討するため、大和高田市立病院将来のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 奈良県中和地域における市立病院の役割の検討に関する事。
- （2） 市立病院の経営課題の分析及びその解決策の検討に関する事。
- （3） 前2号を踏まえた市立病院の医療提供体制の強化、診療機能の拡充並びに施設及び設備等の整備に係る方針及び計画の検討に関する事。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市立病院の運営に関し、必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員10名以内をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 副市長
- （2） 市立病院病院長
- （3） 市立病院診療局長
- （4） 市立病院看護局長
- （5） 市立病院技術局長
- （6） 市立病院事務局長

4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市立病院事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

令和3年3月1日付け大和高田市公報第385号(登載漏れ)

農業委員会告示第2号

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年1月12日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程(平成5年3月10日農業委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第3条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式中「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

令和3年3月10日付け大和高田市公報第386号(登載漏れ)

上下水道事業公告第1号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月25日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝蔵之宮町地内管渠工事（59）・給配水管移設工事（G59）
2 工事場所	大和高田市 蔵之宮町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年8月31日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>（2）令和2年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>（3）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>（9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>（4）受付期間 令和3年2月26日（金）から令和3年3月4日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年2月26日（金）から令和3年3月15日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年3月15日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年3月16日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年3月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額</p>

	を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年3月19日（金）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥22,770,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第2号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月25日

（上下水道事業管理者）
 大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	敷枝大谷・池田地内管渠工事（56）・給配水管移設工事（G56）
2 工事場所	大和高田市 大谷・池田 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年8月31日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。

	<p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和2年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）[指定様式]</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書 [指定様式]</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年2月26日（金）から令和3年3月4日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(2) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	<p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年2月26日（金）から令和3年3月15日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年3月15日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年3月16日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年3月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年3月19日（金）午前9時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表し</p>

	ます。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥14,560,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。